

4. 電子ネットワークにおけるファイル共有と著作権

コンピュータや電子ネットワークに関する技術の発達が「著作権」という従来の考え方を無効にしていまいかぬないということがしばしば指摘されている。ここしばらくの間にも、いくつかの「事件」が報告されている。

そのなかでも代表的なのが、電子ネットワークにおける検索、ファイル共有システムが、MP3などの音楽ソースの違法なコピーを助長しているというものである。こうしたシステムとしては、すでにマスコミでも取り上げられている **Napster** というプログラムが有名である。このソフトを使って **Napster** 社の提供するネットワークに接続すると、同じソフトを使っているユーザと 100 万を越える膨大な数の MP3 ファイルを共有でき、検索機能を使って好きな音楽を自分のマシンにダウンロードできる。全米レコード協会や一部の音楽家は、これが著作権侵害を促すものであるとして、サービス停止と損害賠償を求める訴訟を起こした。しかし、インターネットサービスプロバイダ自身がサーバに蓄積したファイルを提供している場合と異なり、たんなるソフトである **Napster** は個人間の非営利的なファイル交換を可能にしているだけであるため、そのサービスそのものが著作権侵害であるとはいいいにくいという問題がある。また、ある調査によれば、こうしたサービスの利用者が実際に CD などを購入する確率は非利用者よりはるかに高いとし、禁止するよりは業界自らこうしたサービスを実施するほうが得策だともいう。このソフトは全米で大学生を中心に爆発的な流行となり、大学のネットワークリソースの相当部分（ある大学では 15% 以上）を消費しているため、インディアナ大学やオレゴン州立大学など、利用禁止に踏み切った大学もある。もちろん、こうした規制に反対する運動も大々的に展開されており、**savenapster.net** というサイトまでできている。

こうした問題が話題になっているころ、さらに画期的ともいえるソフトがリリースされた。これは、**Gnutella** といわれるもので、当初 AOL の子会社のひとつ **Nullsoft** の社員が開発したもののだが、その危険性に気がついた AOL が開発、公開を差し止めたといういわくつきのソフトである。しかし、わずか一時間と少しの間ネットワーク上に流れていたオリジナルのバイナリーコードにリバースエンジニアリングをかけたソースコードをもとに高校生を含む数名のハッカーが作成したクローンがフリーウェアとして世界的に流通することになった。このソフトが画期的なのは、**Napster** と異なって MP3 以外のファイルであっても検索、共有可能なことに加えて、**Napster** や他の検索エンジンのように中央管理システムを必要としないため、インターネット本来の姿であるともいえる分散型ファイル共有システムを完全に実現することができるという点にある。つまり、どこかでこのファイル共有システム全体のアクセスログを管理したり、システムを強制的に停止させることは、インターネットそのものを停止でもしないかぎり事実上不可能なのである。クライアントとサーバの区別がここにはないのだ。これが著作権を気にする人々にとって **Napster** などよりはるかに危険であることはいうまでもない。しかし、このソフトそのものは著作権侵害用ツールではなく、さらには、その作成、流通に関して特定の誰かに法的責任を問うことができるようなものでもないのである。ブラウザにこのソフトの使用するプロトコルを拒否するプログラムを強制的に内蔵させるなどして、技術的に規制することが実際可能かどうかは私にはわからないが、少なくともそれを行う法的、倫理的根拠があるとは思えない。あくまで著作権を保護し

たいと願う人々は、この画期的なシステムと自己の利益を共存させる道を探るほかないであろう。

(このソフトを使用したときのセキュリティ上の問題が今後でてくるかもしれないが、今は措くことにする。)

著作権の保持者だけではなく、著作物の利用者もこの共存の道を考えるべきなのはいうまでもない。以前にも述べたことがあるが、著作権というシステムの第一の目的は文化の発展なのであって、たんに著作者の権利保護にあるのではない。いかに画期的かつ理想的なシステムであるとはいっても、ただ乗りをする者ばかりになれば、著作者のやる気を損ない、ひいては文化の発展そのものが阻害されることになるだろう。著作権の過剰な主張と明白な著作権の侵害が、ともに目先の利益につながるとしても、長い目でみれば自分で自分の首を絞めるのと同じことになりかねないということは、電子ネットワーク時代において、ひとしく万人が自覚しておくべきことであるように思われる。テラバイトのディスクとギガビットのネットワークがあたりまえのこととなるのはもうすぐである。それまでに著作権という発想の全面的な見直しを含めて、この共存の方策を、技術、法、経済、倫理などのあらゆる知見を総動員して考え出さねばならない。

(2000年9月号)